

# 入札告示

札幌市告示第 1395 号

札幌市における持続可能な学校給食提供の在り方に関する方向性調査業務の公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 (2024 年) 3 月 29 日

札幌市長 秋元 克広



## 記

### 1 担当部局

〒006-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 5 階  
札幌市教育委員会 生涯学習部 保健給食課 給食制度担当  
電話 011-211-3833

### 2 契約に関する事項

#### (1) 業務名

札幌市における持続可能な学校給食提供の在り方に関する方向性調査業務

#### (2) 業務内容

「提案説明書」及び「仕様書」のとおり

※なお、当該業務内容は公募開始時点の予定であり、今後、本企画競争における提案内容やその後の協議により、変更する場合がある。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日 (金) まで

#### (4) 契約に至るまでの流れ

ア 企画競争参加者の募集

イ 企画提案書等の受付 (提出期限: 令和 6 年 4 月 30 日 (火) 午後 5 時必着)

ウ 一次審査 (書類審査)

エ 最終審査 (ヒアリング)

オ 上記エの審査で、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

カ 上記オの契約候補者と所定の手続きを経て、札幌市と随意契約

なお、企画競争への応募方法及び提出書類の詳細については、「提案説明書」による。

### 3 参加資格

応募者は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 札幌市の競争入札参加資格者名簿 (物品・役務) において、業種が大分類「一般サービス業」の登録業者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限の時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められるものでないこと。
- (6) 小学校及び中学校を含む 100 校以上の学校がある自治体において、給食提供の在り方など、政策に関する方向性の調査・検討の業務実績を有する者、又は、官公庁等で実施された業務でこれと同程度と認められる業務実績を有する者であること。

#### 4 提案説明書等の交付方法

令和 6 年 3 月 29 日（金）から、札幌市公式ホームページにて公開する。

#### 5 その他

本手続きに係る詳細は、「提案説明書」による。